

## 平成20年第3回那須烏山市議会臨時会（第1日）

平成20年4月28日（月）

開会 午前10時00分

閉会 午後10時48分

## ◎出席議員（19名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
11番	五味渕親勇君	13番	平山進君
14番	水上正治君	15番	小森幸雄君
16番	平塚英教君	17番	中山五男君
18番	樋山隆四郎君	19番	滝田志孝君
20番	高田悦男君		

## ◎欠席議員（1名）

12番 大野擘君

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
参事兼福祉事務所長	零正俊君
参事兼都市建設課長	池尻昭一君
総合政策課長	国井豊君
総務課長	木村喜一君
税務課長	高野悟君
市民課長	鈴木敏造君
健康福祉課長	斎藤照雄君
こども課長	堀江久雄君
農政課長	中山博君

商工観光課長	平 山 孝 夫 君
環境課長	両 方 恒 雄 君
上下水道課長	荻野目 茂 君
会計課長	斎 藤 雅 男 君
学校教育課長	駒 場 不 二 夫 君
生涯学習課長	鈴 木 傑 君

◎事務局職員出席者

事務局長	田 中 順 一
書 記	藤 田 元 子
書 記	佐 藤 博 樹

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度那須烏山市一般会計補正予算について）（市長提出）
- 日程 第 6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例について）（市長提出）
- 日程 第 7 議案第4号 那須烏山市副市長の選任同意について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第3号 那須烏山市手数料条例の一部改正について（市長提出）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

**〔午前 10時00分開会〕**

○議長（小森幸雄君） 改めましておはようございます。ただいま出席している議員は19名です。12番大野 曄議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、平成20年第3回那須烏山市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日の臨時会にあたり、本日、議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成しましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

---

**◎市長あいさつ**

○議長（小森幸雄君） ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

**〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕**

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。

平成20年第3回那須烏山市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位にありましては、ご多用のところ、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ただいま執行部一同自己紹介をさせていただきましたが、新たな体制のもと、誠心誠意対応させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今まさに新緑の候でありまして、当地域にありましては年間で最も気候のすばらしい時期となってまいりました。あわせまして基幹産業の稲作も順調にその準備が行われておりまして、農繁期の時期にも入っております。ことしは農業用水に関しまして、あまり心配がないとの報告でございましたので安堵している次第であります。重ねてご多忙の中をご出席を賜りまして、感謝を申し上げます。

本日の臨時議会は、人事案件1件を含めまして提案議案4件、報告案件2件、計6議案を上程をさせていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

**◎日程第1 会議録署名議員の指名について**

○議長（小森幸雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

8番 佐藤雄次郎君

9番 野木 勝君を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（小森幸雄君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（小森幸雄君） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。なお、議案書の朗読については会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第1号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定をされている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告をするものであります。

内容でございますが、平成20年2月14日午前10時45分ごろ、那須烏山市大金地内の駐車場において、市職員の運転する公用車が方向転換する際、同駐車場に駐車中の個人所有の車両に誤って接触し、相手方車両に損害を与えてしまったものであります。損害賠償額は車両の修理費用でありまして、総額6万3,105円を支払うことで和解が成立をいたしましたので、報告をいたすものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 報告第1号でございますが、今、市長のほうから説明があったとおり、この件に関しては十分理解したんですけれども、いよいよ6月から交通の重大事故等の違反が大幅に重くなるということや、先日の新聞報道でも飲酒運転等の事故の重罰化というようなことの署名に市長が協力された。また、それを県や国のほうに届けるんだというような報道が載っておりましたが、我々もそうなんですけれども、公務員を含めて飲酒運転等の事故の撲滅ということが非常に重要かというふうに思いますが、それも踏まえて交通安全の指導やそういうことが起きないように教育などはどのようにされているのか。内容についてご説明いただきたいと思えます。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） お答えをいたします。このところ、このような些少な事故が発生をいたしております。私も大変憂慮しているところでございますが、今、交通安全につきましては新たな交通改正はもちろんでございますが、やはり交通安全は市民をリードする意味でも、職員がみずから交通安全を厳守しながら、そして交通安全を励行して事故は1件も起こさないというようなスタンスをとる必要があるというふうに私も考えております。

そのようなことから、事故があるごとに緊急な連絡調整会議、これは毎週月曜日やっておりますが、そのような中でも職員に対する交通安全の指導を徹底をすべく、私のほうから直接指示をしているところであります。

そのようなことと、やはり警察と連携をとりながら、広く交通を自主的にこちらから守っていく。ひいては市民の模範になるような運転をするというようなことが肝要でありますので、この辺のところをまた粘り強く粘り強く対応することといたしております。

なお、こういった事故等については、当然そういった信賞必罰でいくというスタンスをとっておりますので、そのような対応も厳しく考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） ただいまの大谷市長の説明によりますと、市職員の運転者の安全確認を怠ったための事故なのかなというふうに感じているわけなんです。交通事故を起こした場合の懲戒規定というものを市では整備しているはずなんです。それに該当するような事

故だったのでしょうか。また、何らかの懲戒処分をされたのかどうかお伺いします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 市にはそういった1つの規定がございまして、綱紀委員会等も設置をいたしております。そういったところの対象になるかどうか。そういったところを検討を加えながら綱紀委員会にかけることとなりますので、この事件が対象になっているかどうかの報告はまだ私のほうにはございませんが、このことについては真摯に受けとめるべきだということから、そういった事案の1つなのかなと思います。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 損害賠償額、保険処理されたと思うんですが、その確認だけ。

○議長（小森幸雄君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 今回の補償額はあくまでも修理費でございまして、すべて保険のほうで賄っております。

○1番（松本勝栄君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかにないようですので、報告第1号 専決処分の報告については報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号については、報告のとおり承認することといたします。

---

#### ◎日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（小森幸雄君） 日程第4 報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第2号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定をされている市の義務に属す

る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告をするものであります。

内容は、平成20年2月25日午後6時ごろ、那須烏山市中央1丁目地内の駐車場に駐車中の個人所有の車両に、市が管理をする建物の屋根の一部が落下をし、自動車の屋根等に損害を与えてしまったものであります。

なお、損害賠償額は車両の修理費用でありまして、総額39万1,109円を支払うことで和解が成立をいたしましたので、報告をいたすものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本件は、報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 続いてさらに損害賠償の額の決定でございますが、今の説明によりますと、市の屋根の一部が飛んでいって車の上に落ちたというような内容かと思うんですけども、これにつきましては自動車ではありませんので、共済がどのように払われるのか。その内容についてご説明をいただきたいということと、前にも台風関係のことで木の枝等が飛んで、通行していた市民の車に落ちたというようなことがありましたが、そういう危険箇所については、前の議会では全体を調査してそういうものがないように未然に対処を検討していきたいというような説明だったんですけども、その後の調査あるいは危険物の除去といった対策はとられているかどうかご説明をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 平塚議員がおっしゃいます調査につきましては、まだ事務を引き継いでおりませんので確認ができませんけれども、建物等につきましては、そういった老朽化によりまして、風とか風水害によりまして飛散するというようなことも心配されますので、その辺の調査は徹底していきたいと思っております。（「いや、そうではなくて、総務課長のほうには共済会の支払いをどうするの」の声あり）町村会のほうの保険に入っております、すべて保険のほうで賄っております。

○議長（小森幸雄君） 都市建設課長池尻昭一君。

○都市建設課長（池尻昭一君） 市道関係については、不定期ではございますけれども巡回して、危険箇所についてはその都度対応しているということでございます。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 具体的な場所と建物の名称、それに落下したものが何であるか、ちょっと理解をしかねる部分がありますので、その辺の答弁をお願いします。

○議長（小森幸雄君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 本件の事故につきましては、宇都宮法務局烏山支局の敷地内と、その隣にあります旧水道庁舎の建物が影響されまして、水道庁舎の屋根の部分、トタン屋根が法務局の職員の駐車しております車の屋根の上に落ちたという内容でございます。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、報告第2号については、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号については、報告のとおり承認することといたします。

---

#### ◎日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（小森幸雄君） 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第1号の提案理由の説明を申し上げます。

平成19年度那須烏山市一般会計補正予算第6号についてであります。専決処分の概要でございますが、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、平成19年度那須烏山市一般会計補正予算第6号を3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきまして、議会に報告をし、承認を求めるものであります。

この補正予算の内容であります。平成19年度一般会計補正予算第6号につきましては、歳入のみの補正を行うものであります。この件は、地方交付税のうち特別交付税の額の確定に伴いまして、1億9,613万1,000円を増額いたしました。また、これに伴い今後の財政運営の安定に資するため、財政調整基金の取り崩しをとりやめることによりまして、繰入金と同額減額補正することとしたものでございます。慎重審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 3点ほどお伺いします。今回、特別交付税の補正のようでありませんが、これは当初予算で3億5,000万円計上してあります。今回、1億9,613万1,000円を追加するというものでありますが、この3月補正に間に合わなかった理由ですね。この内定通知または決定通知というのが市のほうにいつ来たのか。これがまず1点。

2点目は、3月の定例会の補正に間に合わなかったとするなら、この那須烏山市に限らず全市町村にこのようなことがあったのではないかと思います。やはりよそでもこのような専決処分をしているのでしょうか。これが2点目。

もう1点、この特別交付税の歳入増により、基金の繰入、取り崩しを減額することにしたわけですが、そうなりますと、平成20年度へ繰り越せる財政調整基金は幾らになるのか。以上3点についてお伺いします。

○議長（小森幸雄君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） まず第1点目の特別交付税の額の確定でございますが、3月定例議会に間に合わなかったということでございますが、確定の通知が来ましたのが3月18日でございます。そのようなことから、3月の定例議会には間に合わなかったということでございます。

なお、この専決処分の関係につきましては、ほかではどうなのかということでございますけれども、今回かなり大きな1億9,000万円余の補正額ということでございますので、これにつきまして今回補正をさせていただいたということでありまして、全国同じようなことかどうかということにつきましては任意だろうというふうに思っております。

なお、基金の額でございますけれども、今回の補正によりまして基金の取り崩しをやめたことに伴って、平成20年度当初、いわゆる平成19年度末になるわけでありまして、10億7,200万円になるものというふうに推測をしております。なお、平成20年度においては、平成19年度の決算剰余金が生じれば、さらにここに上乗せをするということでございます。現時点では10億7,200万円の予定となっております。

以上でございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 財政調整基金の補正の前の額が2億3,100万円ですよね。それが三角で1億9,600万円ということで、特別交付税が来たから、その分財政調整基金に戻しますよということなんですよ。そういう理解でいいんですか。

最初の2億3,100万円というのは残るわけですから、当然3,500万円は財政調整基金を取り崩すという考え方でいいんですね。わかりました。

それと歳入だけの補正予算ということでございますが、さきの全員協議会の中で特定法人のオーナーが変わったということで、前の繰越滞納分が3,000万円。そして、平成19年度分も3,000万円を入れるというお話があったんですが、それは順調に進んでいるのか。全く口約束で進んでいないのか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 税務課長高野 悟君。

○税務課長（高野 悟君） 大口の滞納分の関係でございますが、3月31日までは入りませんでした。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） それについては、こっちのほうで約束が違うとか何とか話し合いを持ち込むようなことはしていないんですかね。それとも向こうが出るのを待っていたということなんでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 税務課長高野 悟君。

○税務課長（高野 悟君） はい。実は先週、会社の担当者呼び出しまして、どうなっているんだということで催促、それから今後の考え方等について今指導しておりまして、あさってどのようにできるか回答するという事になっております。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり承認することといたします。

---

◎日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（小森幸雄君） 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第2号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年3月5日付、厚生労働省告示第59号により、診療報酬の算定方法が改定をされ、同年4月1日から適用されることに伴いまして、改定前の同省告示を引用している関係条例の一部を改正する必要が生じたために、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日に専決処分をいたしました那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例について、同法第179条第3項の規定に基づき議会に報告をし、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、市民課長に説明をさせますので、何とぞご審議をいただきまして承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に担当課長の補足説明を求めます。

市民課長鈴木敏造君。

○市民課長（鈴木敏造君） 命によりまして補足説明させていただきます。

ただいま上程中の専決処分の承認を求める件につきましては、市長提案理由のとおり、平成20年4月1日から診療報酬の算定方法の改定及び後期高齢者医療制度が施行されたことに伴い、那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例並びに那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例について、これら2つの条例を1つの一部改正条例を用いて所要の改正を行うものでございます。

一部改正条例第1条において、那須烏山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の改正を行い、同条例第2条において、那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例の改正を行っております。

それでは、一部改正条例第1条をごらんになっていただきたいと思います。第1条は那須烏

山市国民健康保険診療所設置、管理及び使用料条例の改正でございます。第6条と第7条を全面改正し、第6条に診療の対象者として新たに後期高齢者医療の被保険者を加えるものでございます。第7条には、一部負担金の規定を新たに設けまして、診療を受けたときの一部負担金の根拠を、健康保険法並びに後期高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、厚生労働大臣が定める診療報酬の算定により算定した額に、当該医療保険に係る関係法令の規定により算定した額と定めるものでございます。

第8条の改正は、自費診療による診療報酬に係る平成18年度厚生労働省告示92号が、平成20年3月5日厚生労働省告示59号により、平成20年3月31日限り廃止され、同年4月1日から診療報酬の算定方法が改定されることに伴い改めるものでございます。

今回からは、告示そのものを引用するのではなく、第7条で規定した厚生労働省が定める診療報酬の算定方法と規定することにより、告示が変更になった場合でも対応できるように規定を改めるものでございます。

第9条から第13条までの改正は、今回の改正に合わせて用語の整理を行ったものでございます。

次に、一部改正条例第2条那須烏山市熊田診療所設置、管理及び使用料条例については、一部改正条例第1条と同様の改正を行うものでございます。なお、一部改正条例の施行は平成20年4月1日となります。

以上で説明をおわります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第2号の専決処分でございますが、今回、先ほど提案理由の中で、国の診療報酬並びに後期高齢者医療制度導入に伴う診療所等の診療報酬の一部改正というような、設置、管理及び使用料条例の一部改正ということでございますが、今、非常に全国的にも物議をかもししております後期高齢者の問題でございますが、この問題について国の制度そのものは変わりましたが、今回の市の条例改正は、負担がこれによってふえるような、あるいは診療所の診療内容がこれによって大幅に変更するような、いわば受益者負担がふえるようなことはないのか。その点について確認をしておきたいというのが1点。

あと、8ページからなんですけれども、一部負担金等の減免というのがありますが、改正前は使用料及び手数料の減免というふうになっているんですけれども、これはどのような内容がどのように変わるのか。8ページの一番最後から9ページにかけての内容について説明を求めたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市民課長鈴木敏造君。

○市民課長（鈴木敏造君） お答えいたします。1点目の負担関係について受益者が不利になるのかというご質問でございますが、これについてはございません。

13条の減免関係でございますが、これらについては変更点はございません。ただ、現在、減免規定は適用されておりませんのでご理解いただきたいと思います。（「減免規定が今度できると」の声あり）減免規定は今までもございましたが、あくまでも今回出しましたのは語句の整理でございますので、今までも減免規定はございました。

○16番（平塚英教君） あったし、今度もあるということですね。了解。

○議長（小森幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することといたします。

---

#### ◎日程第7 議案第4号 那須烏山市副市長選任同意について

○議長（小森幸雄君） 日程第7 議案第4号 那須烏山市副市長選任同意についてを議題といたします。

〔収入役 石川英雄君 退席〕

○議長（小森幸雄君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第4号 那須烏山市副市長の選任同意について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在空席となっております副市長に石川英雄氏を選任をしたいので、地方自治法第162条の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

石川英雄氏は昭和23年生まれ、満59歳。那須烏山市向田2465番地にお住まいであります。現在、那須烏山市収入役の職にございます。石川氏は、昭和42年3月県立烏山高等学校を卒業し、同年4月に旧烏山町役場に奉職をされて以来、今日までの40年余り行政事務の執行に尽力をされてまいりました。その能力、実行力をご承知のとおりであります。

これまで経歴といたしまして農政課長、建設課長、企画課長、総務課長の要職を務められまして、平成14年7月からは合併まで烏山町助役といたしましてご活躍をされた方でございます。さらには今般の合併に際しまして、多大なるご尽力をいただいている方であります。

石川氏は行政全般にわたりまして、幅広い経験と深い識見を有する適任者でございますので、那須烏山市副市長に選任をいたしたく、ご審議、ご同意くださるようお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

18番樋山隆四郎君。

〔18番 樋山隆四郎君 登壇〕

○18番（樋山隆四郎君） 副市長の選任同意の件であります。私は賛成の立場で討論を

行います。

石川英雄氏は40年近くにわたって奉職していた。そして、旧烏山においては総務課長、助役、そして新しく那須烏山市になってからは収入役、こういう要職を歴任しているわけであります。識見ともにすぐれ、そして、この行政に関しての経験を生かして、この那須烏山市の副市長として、立派にその責務を果たせるものと私は確信をしております。

このような中でありますので、ぜひとも那須烏山市副市長には石川英雄氏に同意をいただけますようお願いを申し上げまして、賛成討論にかえます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第4号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで収入役石川英雄君の着席を求めます。

〔収入役 石川英雄君 着席〕

○議長（小森幸雄君） ただいま上程されました議案第4号 那須烏山市副市長の選任同意について原案のとおり決定をいたしました。つきましては、ここで副市長に選任されました石川英雄君のあいさつを求めます。

〔収入役 石川英雄君 登壇 あいさつ〕

○収入役（石川英雄君） 改めましておはようございます。ただいまは副市長の選任同意をいただきまして、まことにありがとうございます。今、感謝の気持ちでいっぱいでありますとともに、心新たにするところでございます。同時に職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

市長の女房役として、また補佐役として、また、前山口副市長に対し微力ではありますが、皆様方のお力添えを得ながら、そして職員と一丸となってその職務に一生懸命努めてまいりたいと存じております。

合併して3年を迎えますが、多くの事務事業、課題、問題が山積しております。特に、本年度は那須烏山市総合計画のスタートの年でもあります。これから、計画に掲げた施策の実現に向け努めてまいるとともに、市民福祉の向上と公平で安心な行政サービスを念頭に置き、市長が言われるひかり輝くまちづくりに努力してまいりたいと存じますので、議員の皆様の一層の

ご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、あいさついたします。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

◎日程第8 議案第3号 那須烏山市手数料条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第8 議案第3号 那須烏山市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第3号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、戸籍法の一部が改正されたことに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において引用している戸籍法に係る標準令の規定が変更されるため、那須烏山市手数料条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、市民課長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 担当課長の補足説明を求めます。

市民課長鈴木敏造君。

○市民課長（鈴木敏造君） ただいま上程中の議案第3号について、命によりご説明申し上げます。那須烏山市手数料条例の一部改正については、市長提案理由のとおり、平成20年5月1日から改正戸籍法が施行され、地方公共団体の手数料の表示に関する政令の戸籍法に係る規定が改められることに伴い、那須烏山市手数料条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは改正条例をごらんになっていただきたいと思います。別紙9の第1号中、「磁気ディスクを戸籍の謄本もしくは抄本または磁気ディスクに改める」は、現在電算化されていない戸籍が2件ほどございます。これらの手数料関係について規定するものでございます。

次に、同項第5号及び第7号中、「戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む）の書類を届書その他市長の受理した書類に改める」は、戸籍法が改正され、同法第126条に学術研究の目的のための戸籍情報の提供規定が設けられましたので、改正を行うものです。

今回からは関係条文そのものを引用するものではなく、「届書その他市長の受理した書類」

と規定することにより、条文が変更または追加になった場合でも対応できるように改めたもの  
でございます。

第5号は証明書の交付関係。第7号は書類の閲覧の規定でございます。これらの規定が活用  
されるのは、主に大学病院等になるかと思われます。今までは、昭和57年法務省通達により  
対応しておりましたが、法制化されたものでございます。また、申請関係におきましては、1  
年に1件あるかどうかという世界でございます。

改正条例の施行は平成20年5月1日からとなります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 手数料条例の一部改正でございますが、今までは磁気ディスクだ  
ったものが、今度は戸籍の謄本もしくは抄本または磁気ディスクをもってということなんです  
けれども、今のご説明では電算化されていない戸籍が2件あるというようなお話なんですけれ  
ども、その2件、前は全部この磁気ディスクで作成されてあった。なぜその2件だけが電算化  
されないのか、ご説明いただきたいと思えます。

○議長（小森幸雄君） 市民課長鈴木敏造君。

○市民課長（鈴木敏造君） この2件とも親から命名していただいた字が電算化では対応で  
きない字になっております。そのために、電算化をしたくないという本人の信念でございます  
ので、なかなか説得が難しいということで2件あります。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑  
を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

これもちまして、この臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。

本日1日を会期といたしまして開催をされました臨時議会で行いました。提案をさせていただきました6議案はいずれも可決、ご決定を賜りましたことはまことにありがたく、心より感謝とお礼を申し上げます。

平成20年度もはや1カ月を経過をいたしているところでございますが、今年度は行政組織改編、大規模に執行いたしました。あわせて副市長不在による不なれでありました。職員にあっても、新年度に入りまして今日まで大変な混乱期であったものと想定をいたしております。

しかしながら、本日、石川英雄氏副市長就任の選任同意をいただきましたことは、まことにありがたく、このことによりまして総合計画、実施計画スタートの元年にふさわしい新執行部体制が固まったものと確信をいたしております。

今後とも、市長、副市長、教育長を初めといたしまして、職員一丸となりまして市民の目線に立った行政サービスの向上に誠心誠意邁進をしていきたいと考えております。議員各位にありまして、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

今期臨時会、無事閉会になりましたこと、心より感謝を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小森幸雄君） 以上で、平成20年第3回那須烏山市臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〔午前 10時48分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成20年9月2日

議 長 小 森 幸 雄

署 名 議 員 佐 藤 雄 次 郎

署 名 議 員 野 木 勝